

○今年度に審査会に諮問した事案のうち、不服申立てを受けてから諮問までに90日超を要したものの(資料9)

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
内閣府	平成16年度のエネルギーの使用の合理化に関する法律第11条に基づく定期報告書(別表に掲げるもの)(第2表以下の部分(第1表と同じページに含まれるものを除く。))を除く。	H18.12.6	H19.5.21	166	類似の諮問・訴訟案件があり、判決等の内容を精査していたため。
警察庁	特定日の特定刑事施設における特定個人と九州管区警察局の職員との面接事実が分かる文書	H19.3.2	H19.7.26	146	審査請求人の主張する事項について、確認等の作業に時間を要したため。
金融庁	次の法令違反について、具体的な行政処分とのリンクが明確にされた、行政処分発出の根拠となるルール・基準 1. 内部者取引のおそれのある取引を受託する行為、2. 不公正取引に関わる売買管理、3. 取引一任勘定取引 外	H19.7.2	H19.11.13	134	文書不存在に対する事案であり、当該文書の探索作業などの事実関係の確認に時間を要したほか、慎重な検討を行ったため。
法務省	第1回新司法試験の論文試験で参照・使用されていると考える採点基準に該当する文書	H18.12.22	H19.5.28	157	他の複数の情報公開案件(訴訟への対応、決定書作成)の処理と重なったため。
	特定日に特定番号で受け付けた行政文書開示請求に形式上の不備があることを理由に不開示とした決定に対して、「昨年福岡矯正管区に開示請求を行ったがトラブルになった。その経験に基づき事前に文書名、開示の可否、行政庁との打ち合せ、必要を感じたのでそのように実行しているが法務省関係は慣れていないためかとんでもない回答があるいは全く回答ない。従って役所のたたき台としてサンプルとして断って開示請求書に記入して問い合わせたものであり※※として受け付けたとの連絡がありその時も開示請求はしていないと断っている」旨の不服申立て(計11件)	H18.10.3	H19.4.23	202	同日付けで同一人物から複数の処分に対する審査請求がなされたことに加え、文字の判読が困難であり、補正を求めるのに時間を要したため。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
法務省	外国人芸能人の招聘にかかる在留資格審査手続に関連する訓令, 通達, 統計その他の文書一式等の開示請求に対しての不開示処分を不服とするもの(計3件)	H19.1.13	H19.5.29	136	業務が繁忙を極めているため。
	難民認定申請受理台帳等の開示請求についての不開示処分を不服とするもの	H19.8.3	H20.1.31	181	業務が繁忙を極めているため。
外務省	日米防衛協力のための指針に関する文書の全て(特定期間)	H18.4.14	H19.7.30	472	同時期に処理する不服申立てに係る事務処理が担当部門に著しく集中していたため。
	NPT第4条の交渉過程等(他3件、計4件)	H18.6.8	H19.7.6	393	イランの核問題、朝鮮半島情勢をはじめとする軍縮・不拡散体制を巡る現下の国際情勢により所掌の事務が予想以上に繁忙な状況が継続し、作業に要する十分な時間を確保することができなかったため。
	「防衛計画の大綱1」、「防衛計画の大綱2」、「防衛計画の大綱3」に綴られている文書の全て。	H18.9.26	H19.6.11	258	同時期に処理する不服申立てに係る事務処理が担当部門に著しく集中していたため。
	「中期防1」、「中期防2」、「中期防3」、「中期防4」に綴られている文書全て(他1件、計2件)	H18.9.26	H20.2.27	519	同時期に処理する不服申立てに係る事務処理が担当部門に著しく集中していたため。
	特定事項に関する一切の資料	H19.1.23	H19.8.20	209	不服申立てに係る事案の処理が担当部門に著しく集中していたため。
	「関連ファイル」(平成18年度(行情)答申第337号)に綴られた文書全て	H19.4.9	H19.10.23	197	業務繁忙期であり、また、当初予想したよりも慎重に審査を行う必要性が判明し、対象文書の審査に予想外の時間を要したため。
	平成19年(行情)諮問第312号審査対象文書について「秘密保全に関する規則」にかかる特定事項に関する文書全て(他6件、計7件)	H19.9.20	H20.1.10	112	イランの核問題、朝鮮半島情勢をはじめとする軍縮・不拡散体制を巡る現下の国際情勢により所掌の事務が予想以上に繁忙な状況が継続し、作業に要する十分な時間を確保することができなかったため。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
外務省	「秘密保全に関する規則」に関連する特定事項にかかる文書全て	H19.10.18	H20.1.26	100	イランの核問題、朝鮮半島情勢をはじめとする軍縮・不拡散体制を巡る現下の国際情勢により所掌の事務が予想以上に繁忙な状況が継続し、作業に要する十分な時間を確保することができなかったため。
厚生労働省	特定年度の労働基準監督官採用試験関係文書の一部開示決定に対して不開示部分の開示等を求めるもの	H16.11.19	H19.11.15	1091	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定年度の労働基準監督官採用試験関係文書の一部開示決定に対して不開示部分の開示等を求めるもの	H16.11.19	H19.11.15	1091	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定年度の労働基準監督官採用試験関係文書の一部開示決定に対して不開示部分の開示等を求めるもの	H16.11.19	H19.11.15	1091	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定年度の労働基準監督官採用試験関係文書の一部開示決定に対して不開示部分の開示等を求めるもの	H16.11.19	H19.11.15	1091	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定期間の是正勧告書等の一部開示決定に対して開示を求めるもの	H17.1.24	H19.11.9	1019	対象文書が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したこと。また、不服申立事案が集中した上に所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定会社に対する指導文書の不開示決定に対して開示を求めるもの	H17.2.25	H20.3.5	1104	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定会社に対する是正勧告文書の不開示決定に対して開示を求めるもの	H17.2.25	H20.3.5	1104	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定会社への是正勧告書の不開示決定に対して開示を求めるもの	H17.3.25	H20.3.5	1076	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。





行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
厚生労働省	特定年月日に特定企業から提出された時間外協定届の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H18.5.1	H20.3.13	682	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	時間外休日協定届に綴られている特定企業本社、各工場分の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H18.5.1	H20.3.13	682	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定企業に対する是正勧告書、報告書等の不開示決定に対して開示を請求するもの	H18.7.10	H20.3.13	612	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	開示請求書受付日の取扱い等を定めた文書の不開示決定(不存在)に対して取り消しを求めるもの	H18.7.10	H19.7.27	382	慎重な検討が必要であり、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	開示請求者に連絡が取れないことを理由に請求書を返戻した事例の文書の不開示決定(不存在)に対して取り消しを求めるもの	H18.7.10	H19.7.27	382	慎重な検討が必要であり、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	情報公開開示請求担当部署が開示請求者に発出した文書(特定年度分)の不開示決定(不存在)に対して取り消しを求めるもの	H18.7.10	H19.7.27	382	慎重な検討が必要であり、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	開示請求者の請求趣旨が記載された文書(情報公開担当職員が作成したもの)の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H18.7.10	H19.7.27	382	慎重な検討が必要であり、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定疾患の障害等級認定方法に係る文書の不開示決定(不存在)に対して取り消しを求めるもの	H19.2.7	H19.5.28	110	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
厚生労働省	特定事業に係る研究助成により特定法人が行った報告書の不開示決定(不存在)に対して取り消しを求めるもの	H19.3.22	H19.11.27	250	文書不存在に対する事案であり、当該文書の探索作業等の事実関係の確認に時間を要したため。
	特定日特定試験委員の選任に関する届出の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H19.4.3	H19.12.11	252	同趣旨の審査請求について審査会に諮問中であったため、その答申を得てから、その判断に沿った形で諮問することと考えたため。
	特定日特定試験委員の選任に関する届出等の一部開示決定に対し取り消しを求めるもの	H19.4.3	H19.12.11	252	同趣旨の審査請求について審査会に諮問中であったため、その答申を得てから、その判断に沿った形で諮問することと考えたため。
	労働相談員の経歴等が記載されている文書の不開示決定に対して取り消しを求めるもの	H19.4.23	H20.3.26	338	業務多忙により、諮問準備に時間を要しているため。
	特定日特定人の帰宅中の事件に関し、どうして補償がおりたかという文書の不開示決定(存否応答拒否)に対して開示を求めるというもの	H19.4.27	H19.8.6	101	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため。
	特定日特定人の帰宅中の事件に関し、どうして補償がおりたかという文書の不開示決定(存否応答拒否)に対して開示を求めるというもの	H19.4.27	H19.8.6	101	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため。
	厚生労働省の特定部局作成の特定行政一般に関する手引等の一覧表の不開示決定(不存在)に対して開示を求めるというもの	H19.5.14	H19.8.31	109	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため。
	特定財団法人に関する一切の文書の一部開示決定に対して取り消しを求めたもの	H19.6.18	H20.2.1	228	対応方針の検討に時間を要したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
厚生労働省	特定年度の都道府県実施の介護認定事務に係る不服審査会の文書一式の不開示決定(不存在)に対して取り消しを求めるもの	H19.7.9	H19.11.7	121	対応方針の検討に時間を要したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	障害者福祉手帳の都道府県別の発行数、内訳のわかる文書の不開示決定(不存在)に対して取り消しを求めるもの	H19.7.9	H19.10.10	93	慎重な検討が必要であり、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定医療機器外国製造業者認定更新申請書の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H19.9.3	H20.2.6	156	不服申立案件が特定の課室に集中したこと。また、所管業務が著しく多忙であったこと。
	特定年度特定ソフトウェアの仕様書等の一部開示決定に対して開示を求めるもの	H19.9.26	H20.3.3	159	開示請求に対して一部開示としたが、不服申立を受け、不開示部分の見直しを行ったため。
社会保険庁	平成18年6月から10月までの「社会保険医療担当者の項別指導について」等の一部開示決定に関する件	H18.12.13	H19.8.2	233	関係機関との調整等、対応方法の検討に時間を要したため。また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	歯科個別指導における実施通知等の一部開示決定に関する件	H19.1.4	H19.6.27	174	関係機関との調整等、対応方法の検討に時間を要したため。また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	歯科新規指定医療機関指導票の一部開示決定に関する件	H19.1.4	H19.7.25	202	関係機関との調整等、対応方法の検討に時間を要したため。また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	健康保険法第60条に基づき実施される患者調査の調査方法が記載された文書の不開示決定に関する件	H19.4.2	H19.7.25	114	関係機関との調整等、対応方法の検討に時間を要したため。また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定年月日に行われた歯科個別指導にかかる指導記録等の不開示決定に関する件	H19.4.24	H19.11.5	195	関係機関との調整等、対応方法の検討に時間を要したため。また、所管業務が著しく繁忙であったため。



行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
社会保険庁	特定施術所の監査及び個別指導の資料等の不開示決定(存否応答拒否)に関する件	H19.5.30	H19.9.10	103	関係機関との調整等、対応方法の検討に時間を要したため。また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	「年金受給権者等に係る給付継続又は年金額の当否に関する取扱いについて」等の不開示決定(不存在)に関する件	H19.8.9	H19.12.26	139	当該文書の探索作業や不服申立人との調整等に時間を要したため。また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	障害基礎年金に係る特定の障害に該当する傷病名が記載された診断書の不開示決定に関する件	H19.9.25	H20.1.25	122	関係機関との調整等、対応方法の検討に時間を要したため。また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	「社会保険業務センターオピニオン(特別版)」の一部開示決定に関する件	H19.11.21	H20.3.5	105	開示・不開示の判断に係る検討等に時間を要したため。また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定病院に係る返還同意書の一部開示決定に関する件(第三者不服申立て)	H19.12.7	H20.3.17	101	関係機関との調整等、対応方法の検討に時間を要したため。また、所管業務が著しく繁忙であったため。
経済産業省	平成16年度省エネ法第11条に基づく定期報告書	H18.12.4	H19.4.4	121	同趣旨の審査請求について、審査会に諮問中であったため、その答申を得てから、その判断に沿った形で諮問をしようと考えていたため。
	特定会社の個人情報漏洩に関する報告	H19.1.4	H19.4.24	110	本件の情報公開請求(異議申立て)を受けている内容に関わる裁判の第1審判決が平成19年3月29日に出され、判決文の全文を入手するのに時間がかかったため。
資源エネルギー庁	特定鉱山のたい積場のロボットカメラ検査資料の不開示決定(不存在)に関する件	H18.5.23	H19.9.19	484	特定の課に対し、膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。
	特定鉱山のたい積場の底部暗渠内スライムに対する検査資料の不開示決定(不存在)に関する件	H18.6.2	H19.9.19	474	特定の課に対し、膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
資源エネルギー庁	特定鉱山のたい積場の昭和35年、昭和37年及び昭和40年の施設変更認可申請書(「中さこ上流暗渠延長」含む)の不開示決定(不存在)に関する件	H18.6.21	H19.5.11	324	特定の課に対し、膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。また、請求内容のほとんどが現存しない古い行政文書に対して行われており、不存在の経緯について事実関係の確認にも多くの時間を要した。
	特定鉱山のたい積場の昭和40年及び昭和42年の施設変更認可申請書(「補強暗渠延長」含む)の不開示決定(不存在)に関する件	H18.6.26	H19.5.11	319	特定の課に対し、膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。また、請求内容のほとんどが現存しない古い行政文書に対して行われており、不存在の経緯について事実関係の確認にも多くの時間を要した。
	特定鉱山のたい積場の昭和40年及び昭和42年の施設変更認可申請書(「底設暗渠排出口より上流へ」「A型暗渠延長＝47.3 <sup>km</sup> の施設」を含む)の不開示決定(不存在)に関する件	H18.6.27	H19.5.11	318	特定の課に対し、膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。また、請求内容のほとんどが現存しない古い行政文書に対して行われており、不存在の経緯について事実関係の確認にも多くの時間を要した。
	理由説明書(諮問番号:平成17年第358号)中「復旧工事」の詳細がわかる文書の不開示決定(不存在)に関する件	H18.10.16	H20.1.11	452	特定の課に対し、膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。また、不服申立ての理由を把握するのに多くの時間を要した。
	理由説明書(諮問番号:平成17年第358号)中「流失箇所」の原因と対策を記した文書の不開示決定(不存在)に関する件	H18.10.18	H20.1.11	450	特定の課に対し、膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。また、不服申立ての理由を把握するのに多くの時間を要した。
	特定鉱山のたい積場の昭和35年の施設変更認可申請書(理由説明書(諮問番号:平成17年第358号)からの引用)の不開示決定(不存在)に関する件	H18.10.18	H20.1.11	450	特定の課に対し、膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。また、請求内容のほとんどが現存しない古い行政文書に対して行われており、不存在の経緯について事実関係の確認にも多くの時間を要した。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
資源エネルギー庁	特定鉱山のたい積場に対する流失事故につき、行政文書不開示決定通知書及び理由説明書(諮問番号:平成17年第358号)、答申書、裁決書各文書中に「流出箇所」と明記されているが、他の案件で行政文書開示請求したところ、「全壊流出」と記載されていた。その整合性がわかる文書の不開示決定(不存在)に関する件	H18.11.10	H20.1.11	427	特定の課に対し、膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。また、不服申立ての理由を把握するのに多くの時間を要した。
	特定鉱山のたい積場の施設設置届(昭和48年提出)の全施設設置物の計画書、工事設計明細書、図面、構造図の(鉱業上使用する建設物、工作物、その他施設の設置物)工事着手14日前、着工完成検査の日時のわかる行政文書の不開示決定(不存在)に関する件	H18.11.13	H20.2.1	445	特定の課に対し、膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。また、請求内容のほとんどが現存しない古い行政文書に対して行われており、不存在の経緯について事実関係の確認にも多くの時間を要した。
	理由説明書(諮問番号:平成17年第358号)中、特定部分(たい積場の一部であるかん止堤についてまで設置届けの認可を義務付けていない)との根拠を記した行政文書の不開示決定(不存在)に関する件	H18.12.14	H20.1.11	393	特定の課に対し、膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。また、不服申立ての理由を把握するのに多くの時間を要した。
	平成17年8月の理由説明書(諮問番号:平成17年第358号)中、特定部分(かん止堤)について記した行政文書の不開示決定(不存在)に関する件	H19.2.16	H20.1.11	329	特定の課に対し、膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。また、請求内容のほとんどが現存しない古い行政文書に対して行われており、不存在の経緯について事実関係の確認にも多くの時間を要した。
	平成17年8月の理由説明書(諮問番号:平成17年第358号)中、特定部分(「流失箇所」というたい積場の一部分のみ)について記した行政文書の不開示決定(不存在)に関する件	H19.2.16	H20.1.11	329	特定の課に対し、膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。また、請求内容のほとんどが現存しない古い行政文書に対して行われており、不存在の経緯について事実関係の確認にも多くの時間を要した。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
資源エネルギー庁	平成18. 04. 26公開資第1号裁決書文中、特定鉱山において「事故後も昭和35年の施設変更認可申請書どおり築造を継続したものであり」という記載の根拠を記した行政文書の不開示決定に関する件	H19.3.27	H20.2.1	311	特定の課に対し、膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。
	平成18. 04. 26公開資第1号裁決書文中、特定鉱山における「流出事故の復旧工事においては告示に定める事項を変更したのではない」という記載の根拠を記した行政文書の不開示決定に関する件	H19.3.27	H20.2.1	311	特定の課に対し、膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。
	平成18. 04. 26公開資第1号裁決書文中、特定鉱山における「昭和47年までの間にも流出箇所については告示に該当する変更事項はないため」という記載の根拠を記した行政文書の不開示決定に関する件	H19.3.27	H20.2.1	311	特定の課に対し、膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。
	平成18. 04. 26公開資第1号裁決書文中、特定鉱山における「たい積場の一部であるかん止堤を独立した認可対象の施設として、施設設置認可申請することを義務付けていないため」という記載の根拠を記した行政文書の不開示決定に関する件	H19.3.27	H20.2.1	311	特定の課に対し、膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。
	平成18. 04. 26公開資第1号裁決書文中、特定鉱山における「昭和35年に特定鉱山の既存施設の一部として設置が認可された後」と記載される昭和35年に設置が認可された行政文書の不開示決定に関する件	H19.3.27	H20.2.1	311	特定の課に対し、膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
資源エネルギー庁	平成18. 04. 26公開資第1号裁決書文中、特定鉱山における「たい積場の一部であるかん止堤を独立した認可対象の施設として、施設設置認可申請することを義務付けていないことが認められる」という記載の根拠を記した行政文書の不開示決定に関する件	H19.3.27	H20.2.1	311	特定の課に対し、膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。
	平成18. 04. 26公開資第1号裁決書文中、特定鉱山における「昭和40年の流出事故箇所に係る昭和47年までに提出された施設設置認可申請書」という記載のされた行政文書の不開示決定に関する件	H19.3.27	H20.2.1	311	特定の課に対し、膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。
	平成18. 04. 26公開資第1号裁決書文中、「審査請求人は、流出事故箇所であるかん止堤の施設設置認可申請書の開示請求を行っているものであるが……たい積場の施設変更認可申請書……旨主張しているものと解されるため」という記載の根拠を記した行政文書の不開示決定に関する件	H19.3.27	H20.2.1	311	特定の課に対し、膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。
	平成18. 04. 26公開資第1号裁決書文中、特定鉱山における「本件流出事故の復旧工事は」とある、復旧工事場所と施設設置名が記載された行政文書の不開示決定に関する件	H19.3.27	H20.2.1	311	特定の課に対し、膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。
	平成18. 04. 26公開資第1号裁決書文中、「流出事故後も昭和35年の認可申請どおりに築造しを継続したものであり」という記載の根拠を記した行政文書の不開示決定に関する件	H19.3.27	H20.2.1	311	特定の課に対し、膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
資源エネルギー庁	平成18. 04. 26公開資第1号裁決書文中、「昭和47年までの間にもかん止堤については、本件告示に該当する変更事項はないため」という記載の根拠を記した行政文書の不開示決定に関する件	H19.3.27	H20.2.1	311	特定の課に対し、膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。
	平成18. 04. 26公開資第1号裁決書文中、記載のある「施設設置変更認可申請」よりも前に提出された「施設設置届」及び図面一式を記した行政文書の不開示決定に関する件	H19.3.27	H20.2.1	311	特定の課に対し、膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。
	平成18. 04. 26公開資第1号裁決書文中、「昭和40年の流出事故はかん止堤が原因ではなく、たい積場上流のえん堤のみ口の構造及び山腹水路の構造に問題があったことから発生したものである」という記載の根拠を記した行政文書の不開示決定に関する件	H19.3.27	H20.2.1	311	特定の課に対し、膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。
	平成18. 04. 26公開資第1号裁決書文中、「昭和35年の認可申請時の計画通りに、そのまま復旧しているとのことである」という記載の根拠を記した行政文書の不開示決定に関する件	H19.3.27	H20.2.1	311	特定の課に対し、膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。
	平成18. 04. 26公開資第1号裁決書文中、「審査請求人は意見書から流出事故前のたい積場と比べて復旧後は石塊堤自体が大型化し……施設変更認可申請書が必要である旨主張している物と解される」という記載の根拠を記した行政文書の不開示決定に関する件	H19.3.27	H20.2.1	311	特定の課に対し、膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
資源エネルギー庁	平成18. 04. 26公開資第1号裁決書文中、「復旧後再度たい積を開始し、この後に昭和35年に認可を受けた高さまで築造したため」という記載の根拠を記した行政文書の不開示決定に関する件	H19.3.27	H20.2.1	311	特定の課に対し、膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。
	平成18. 04. 26公開資第1号裁決書文中、「復旧後再度たい積を開始し、この後に昭和35年に認可を受けた高さまで築造したため」という記載があり、石塊堤築造の事が明記されている行政文書の不開示決定に関する件	H19.3.27	H20.2.1	311	特定の課に対し、膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。
	平成18. 04. 26公開資第1号裁決書文中、「審査請求人が提出した資料である「金属鉱山等保安規則第54条の2第3項の規定による施設設置届」という記載の根拠を記した行政文書の不開示決定に関する件	H19.3.27	H20.2.1	311	特定の課に対し、膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。
	平成18. 04. 26公開資第1号裁決書文中、「かん止堤の復旧工事」という記載の根拠を記した行政文書の不開示決定に関する件	H19.3.27	H20.2.1	311	特定の課に対し、膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。
	平成18. 04. 26公開資第1号裁決書文中、「昭和35年3月4日の施設設置認可申請書」の不開示決定に関する件	H19.3.27	H20.2.1	311	特定の課に対し、膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。
	特定鉱山の昭和35年の認可を受けた際の計画書及び図面の不開示決定(不存在)に関する件	H19.5.9	H20.2.1	268	特定の課に対し、膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。また、請求内容のほとんどが現存しない古い行政文書に対して行われており、不存在の経緯について事実関係の確認にも多くの時間を要した。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
資源エネルギー庁	特定鉱山の昭和35年に認可を受けた計画書及び図面(たい積場に係るもの)の不開示決定(不存在)に関する件	H19.5.9	H20.2.1	268	特定の課に対し、膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。また、請求内容のほとんどが現存しない古い行政文書に対して行われており、不存在の経緯について事実関係の確認にも多くの時間を要した。
	平成18.04.26公開資第1号裁決書文中、「昭和48年12月27日受付について確認したところ、かん止方法として昭和37年から内盛式……外盛式で行うことが記載されており……」とあり、これがかん止堤の築造ではないとする根拠を記した行政文書の不開示決定(不存在)に関する件	H19.5.9	H20.2.1	268	特定の課に対し、膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。また、請求内容のほとんどが現存しない古い行政文書に対して行われており、不存在の経緯について事実関係の確認にも多くの時間を要した。
国土交通省	特定指定確認検査機関の株主・出資者一覧表の一部開示決定に関する件	H16.12.25	H20.2.15	1147	担当部署が建築基準法等法令の改正業務と重なったこと及び構造計算書偽装問題等への対応により、著しく繁忙であったため。
	特定指定確認検査機関の指定申請書等の一部開示決定に関する件	H17.6.5	H20.2.15	985	担当部署が建築基準法等法令の改正業務と重なったこと及び構造計算書偽装問題等への対応により、著しく繁忙であったため。
	独立行政法人都市再生機構資産評価委員会配付資料の一部開示決定に関する件	H17.6.6	H20.3.29	1027	開示可否を精査すべき情報が大量であり、検討に時間を要したため。
	横浜環状南線都市型トンネル検討会の報告書の不開示決定(不存在)に関する件	H18.5.25	H19.10.10	503	利害関係者との意見調整に時間を要したため。
	都市再生街区基本調査業務の成果品のうち愛媛県松山市に関するものの電磁的記録の一部開示決定に関する件	H18.8.31	H19.10.10	405	内容確定のための審尋や多岐にわたる対象文書の精査に時間を要した事に加え、その処理中に新たな検討を要する類似の開示請求等が行われ、一層の時間を要したため
	特定工事に係る工事設計書等の一部開示決定に関する件	H18.9.29	H20.3.5	523	同一不服申立人から同時期に複数の不服申し立てを受けたことから、それらと併せた慎重な検討を行う必要があったため。



行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
国土交通省	特定電力会社特定発電所水利使用変更許可書の開示決定に関する件(文書の特定)	H18.9.29	H19.10.22	388	文書の不存在に対する事案であり、当該文書の探索作業などに時間を要したため。また、異議申立てではなく審査請求であることから、弁明書・反論書、再弁明書・再反論書の提出及び口頭意見陳述等の行政不服審査法に基づく諸手続を行ったことにより時間を要したため。
	特定個人あての行政文書開示決定通知書に記載された課内供覧文書の開示決定に関する件	H18.10.6	H20.2.7	489	同一の不服申立人から立て続けに不服申立てがなされ、内容の検討等に時間を要したため。
	特定個人あての行政文書開示決定通知書に記載された対応記録の不開示決定に関する件	H18.11.25	H20.2.7	439	同一の不服申立人から立て続けに不服申立てがなされ、内容の検討等に時間を要したため。
	街区基準点に関する文書の一部開示決定に関する件	H18.11.27	H19.9.5	282	開示可否の精査及び関係部署との意見調整に時間を要した。
	特定工事に係る落札者の施工計画書の不開示決定に関する件	H18.12.1	H20.3.5	460	同一不服申立人から同時期に複数の不服申し立てを受けたことから、それらと併せた慎重な検討を行う必要があったため。
	特定工事に係る工事設計書等の一部開示決定に関する件	H18.12.14	H20.3.5	447	同一不服申立人から同時期に複数の不服申し立てを受けたことから、それらと併せた慎重な検討を行う必要があったため。
	特定工事に係る落札者の施工計画書の不開示決定に関する件	H18.12.14	H20.3.5	447	同一不服申立人から同時期に複数の不服申し立てを受けたことから、それらと併せた慎重な検討を行う必要があったため。
	特定工事に係る落札者の施工計画書の不開示決定に関する件	H18.12.14	H20.3.5	447	同一不服申立人から同時期に複数の不服申し立てを受けたことから、それらと併せた慎重な検討を行う必要があったため。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
国土交通省	特定個人からの照会文書の受付に係る文書の一部開示決定に関する件	H18.12.19	H20.2.7	415	同一の不服申立人から立て続けに不服申立てがなされ、内容の検討等に時間を要したため。
	特定個人あての行政文書開示決定通知書等の起案に係る文書の一部開示決定に関する件	H19.2.26	H20.2.7	346	同一の不服申立人から立て続けに不服申立てがなされ、内容の検討等に時間を要したため。
	特定個人あての行政文書不開示決定通知書の起案に係る文書の一部開示決定に関する件	H19.2.26	H20.2.7	346	同一の不服申立人から立て続けに不服申立てがなされ、内容の検討等に時間を要したため。
	特定個人あての回答文書の起案に係る文書の一部開示決定に関する件	H19.2.26	H20.2.7	346	同一の不服申立人から立て続けに不服申立てがなされ、内容の検討等に時間を要したため。
	特定個人からの照会文書に対する近畿運輸局長の正式な見解に係る文書等の不開示決定(不存在)に関する件	H19.3.19	H20.2.7	325	同一の不服申立人から立て続けに不服申立てがなされ、内容の検討等に時間を要したため。
	特定年月日付けで京都運輸支局が特定会社に対して行った文書警告の根拠たる違反点数を違反事項ごとに詳細に記した文書の不開示(不存在)決定に関する件	H19.5.3	H19.12.20	231	審査請求書の補正、不服申立人との調整、関係機関との調整等に時間を要したため。
	特定年月日に京都運輸支局が特定会社から聴取した内容メモ等の一部開示決定に関する件(1/2)	H19.5.3	H19.12.20	231	審査請求書の補正、不服申立人との調整、関係機関との調整等に時間を要したため。
	特定年月日に京都運輸支局が特定会社から聴取した内容メモ等の一部開示決定に関する件(2/2)	H19.5.3	H19.12.20	231	審査請求書の補正、不服申立人との調整、関係機関との調整等に時間を要したため。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
国土交通省	障害者任免状況通報書の一部開示決定に関する件	H19.5.5	H20.3.29	329	同時期に立て続けに不服申立てがなされ、関係機関との調整等に時間を要したため。
	構造計算書偽装物件一覧の一部開示決定に関する件	H19.6.3	H19.12.19	199	同一の不服申立人から同時期に複数の不服申し立てを受けたことから、それらと併せた慎重な検討を行なう必要があったため。
	平成16年ないし18年のバス運転手の健康状態に起因した事故に係る重大事故報告書等の一部開示決定に関する件	H19.6.7	H20.2.13	251	内容の精査に時間を要するとともに、開示文書が大量であり、諮問処理に時間を要した。
	平塚第二地方合同庁舎危険物調査有識者委員会配布資料の一部開示決定に関する件	H19.6.8	H20.3.5	271	当該文書の探索作業などの事実関係の確認に時間を要したため。また、不服申立書の確認(審尋)等、不服申立人との調整、関係機関との調整等に時間を要したため。
	特定個人あての連絡文書の起案等に係る文書の不開示決定(不存在)に関する件	H19.6.14	H20.2.7	238	同一不服申立人から立て続けに複数の不服申し立てを受けたことから、それらと併せた慎重な検討を行う必要があったため。
	障害者任免状況通報書の一部開示決定に関する件	H19.7.10	H20.3.29	263	同時期に立て続けに不服申立てがなされ、関係機関との調整等に時間を要したため。
	特定土地区画整理事業において法令に基づかずに宅地を公共施設用地に変更したことが分かる文書の不開示決定(不存在)に関する件	H19.8.3	H20.2.20	201	文書不存在に対する事案であり、当該文書の探索作業などの事実関係の確認や、不服申立人との調整等に時間を要したため。
	指定確認検査機関への立入検査の確認書の不開示決定に関する件	H19.8.12	H19.12.19	129	同一の不服申立人から同時期に複数の不服申し立てを受けたことから、それらと併せた慎重な検討を行なう必要があったため。
	特定建築物の構造計算書について特定行政庁から提出を受けた報告文書の不開示決定に関する件	H19.8.12	H19.12.19	129	同一の不服申立人から同時期に複数の不服申し立てを受けたことから、それらと併せた慎重な検討を行なう必要があったため。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
国土交通省	特定会社の自動車分解整備事業認証番号及び届出における添付書類の不開示決定に関する件	H19.8.30	H20.3.5	188	関係機関との調整の上、追加開示決定及び審尋等を行った事により、時間を要した。
	特定個人あての文書の郵送に係る会計上の処理等の文書の不開示決定(不存)に関する件	H19.11.1	H20.2.7	98	同一不服申立人から立て続けに複数の不服申し立てを受けたことから、それらと併せた慎重な検討を行う必要があったため。
環境省	特定測定局が2006年9月12日に測定した際のデータを記載した文書の不開示決定に対し取り消しを求めるもの	H19.6.18	H19.9.25	99	対応方法の検討に時間を要したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため
	特定産業廃棄物不法投棄事案に関して、特定市町村との打合わせの記録等の不開示決定に対し取り消しを求めるもの	H19.11.16	H20.3.13	118	対応方法の検討に時間を要したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため
防衛省	外国政府に対する秘密の提出に係る受領書等の不開示決定に関する件	H18.12.25	H19.4.25	121	本事案の受け付け後に、同種事案の異議申立てがなされたことから、併せて事務処理を行ったため。
	「平成16年度LIC命題訓練発表に関する第4施設団一般命令」等の一部開示決定に関する件	H19.4.17	H19.8.31	136	開示可否の精査及び関係部署との調整に時間を要したため。
会計検査院	国民年金保険料の強制徴収に係る検査資料等の不開示決定等に関する件	H19.11.12	H20.3.10	119	諮問前に、対象文書の特定について審査請求の趣旨・内容を踏まえた検討を慎重に行い、その結果、審査請求人の意思を確認して、対象文書の追加に係る原処分の変更を行ったため、また、庁舎移転に伴い、当該追加文書の探索に時間を要したため。